

格付提供方針等に基づく適時開示情報

- 信用格付業者の商号及び登録番号：フィッチ・レイティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）
- 格付付与日（格付委員会における格付決定日）：2015年11月16日
- 主任格付アナリスト：森村直樹
- 信用格付の付与について当社を代表して責任を有する者：黒田 篤
- 信用格付の付与に当たり採用した次に掲げる事項の概要（区分：金融機関）
 - 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準：弊社ウェブサイト（[「格付の定義」](#)）>「格付の定義をダウンロード」（PDF）に掲載された「格付及びその他の形態の意見に関する定義」を参照のこと。
- 信用格付の付与に係る方法（重要なものに限る）：

「[Global Bank Rating Criteria](#)」（2015年3月20日付）の概要は、以下のとおりである。

フィッチの金融機関の格付は、銀行／金融機関の信用力に影響を及ぼす個別の要因（格付の構成要素）に基づき決定される。銀行固有の財務力は存続性格付（VR）に、また、必要な場合に外部支援を受ける蓋然性はサポート格付及びサポート格付フロア（サポート格付等）によって、それぞれ表される。銀行の発行体デフォルト格付（IDR）と債券格付は、VRとサポート格付等から導出される。銀行単独の財務力に基づく格付（VRが付与される場合はVRによって表される）と、外部支援の蓋然性を考慮した格付（サポート格付フロア）を決定し、これら二つのうち高い方を長期 IDRとして付与することが一般的である。金融機関の IDR は、通常、政府機関以外の第三者の債権者に対する一般債務のデフォルト・リスクを反映する。

VR の評価に際しては、事業環境、会社概要、経営及び戦略、リスク選好、財務特性という5つの主要要素が考慮され、各要素はさらにいくつかの構成要素に分解される。VR は、金融機関が破綻するリスク、すなわちデフォルトする、又は存続性回復のための特別な支援若しくは劣後債務の損失吸収が必要となるリスクを評価するものである。

サポート格付は、必要な場合に金融機関が特別な支援を受ける蓋然性についてのフィッチの評価を表すものである。かかる支援は、通常、株主による支援又は所在国の政府当局による支援であり、サポート格付フロアにも反映される。フィッチは、支援の蓋然性を評価する際、潜在的な支援提供者の支援能力及び支援性向の双方を考慮する。

金融機関の債券格付は、個々の金融債務の全般的な信用リスクに関するフィッチの評価を表すものである。債券格付は、個々の債務がデフォルトする蓋然性（又は「債務不履行」リスク）と、デフォルト／債務不履行時における回収見込みの評価を織り込んだものである。

金融機関の無担保一般債務の格付は、通常、当該金融機関の長期 IDR と同水準になるが、実質的に高い劣後性が認められる場合や、バランスシート上の資産の多くに担保が設定されている場合には、ノッチダウンされる可能性がある。劣後債務は、通常、債務者の VR を起点にノッチングされ、ノッチング幅は破綻リスクに上乗せされる債務不履行リスクによる増分と、デフォルト時の回収見込みによって異なる。

- 信用格付の対象となる事項の概要：

格付対象先：株式会社みずほ銀行

格付アクションの内容：

－外貨建て長期 IDR：「A-」（Aマイナス）に据え置き、アウトランクは「安定的」

－円建て長期 IDR：「A-」（Aマイナス）に据え置き、アウトランクは「安定的」

－外貨建て短期 IDR：「F1」に据え置き

－円建て短期 IDR：「F1」に据え置き

－存続性格付：「bbb+」に据え置き

- サポート格付：「1」に据え置き
- サポート格付フロア：「A-」（Aマイナス）に据え置き

—一般無担保債務：「A-」*（Aマイナス）に据え置き
名 称 発行総額（円） 債還日
第 10 回無担保社債 25,000,000,000 2017 年 10 月 27 日

- 格付関係者の氏名又は名称：株式会社みずほ銀行
- 信用格付の付与に係る格付関係者からの依頼及び非公開情報の入手の有無：
*当該格付は非依頼。格付関係者から非公開情報を受領。
- 付与した信用格付の前提、意義及び限界：

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

- 信用格付の付与に当たり利用した主要情報に関する以下の事項

(1) 当該情報の概要：

- a) 有価証券報告書
- b) 決算短信
- c) 格付関係者が発表したプレスリリース
- d) 格付対象債券の目論見書

(2) 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：

上記情報については、それぞれ以下であることを確認した。

- a) 格付関係者による法定開示であり、また当該情報に関する第三者検証（監査）は実施済み
- b) 証券取引所の適時開示ルールに則り格付関係者から提供された公開情報
- c) 格付関係者がインターネット等により広く一般に公開している情報
- d) 格付関係者により信頼すべきものと推奨されている情報

(3) 当該情報の提供者：株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほフィナンシャルグループ

- 当社に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置の内容：なし

フィッチの全信用格付は、所定の制約及び免責の対象となっています。弊社ウェブサイトから当該制約及び免責事項をご覧ください（www.fitchratings.co.jp : 「格付の定義」 > [「信用格付を理解する：利用と制約」](#)）。さらに、格付の定義及び利用規約は弊社のウェブサイト www.fitchratings.co.jp に掲載されています。公表された格付、格付基準、格付手法も同サイトに常時掲載されています。フィッチの行動規範、守秘義務、利益相反、関連会社間のファイアウォール、コンプライアンス及びその他の方針・手続等も www.fitchratings.com / www.fitchratings.co.jp 上の「Code of Conduct」 / [「行動規範」](#) のセクションにてご覧いただけます。